

土地及び建物の処分について

次の土地及び建物を売り払う。

1 土地

位 置 大阪市港区弁天1丁目2番1ほか35筆

面 積 25,031.75平方メートル

2 建物

所 在 地 大阪市港区弁天1丁目2番地8

構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・ビニール板葺地下3階
地上50階建

建築面積 18,755.95平方メートル

延床面積 176,446.92平方メートル

3 契約金額

土 地 2,965,624,000円

建 物 6,107,806,080円

(合計金額 9,073,430,080円)

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

本市所有の土地及び建物をG a n g e s特定目的会社に売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件20,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。